

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 12 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 7 年 3 月 15 日）

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 15 日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は令和 4 年 12 月 9 日から適用し、第 57 条第 2 項、第 58 条第 2 項並びに第 130 条第 1 項第 2 号ト、チ及びリの改正規定は令和 7 年 3 月 15 日乗車となるものから施行する。

令和 7 年 1 月 31 日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
綿貫 泰之

第 23 条注意書きを次のとおり改める。

（注） 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第 44 条の 9 の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。）、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

第 57 条第 2 項第 9 号を次のとおり改める。

(9) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

第 58 条第 2 項第 9 号を次のとおり改める。

(9) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

同条第 4 項第 3 号を次のとおり改める。

(3) 東十条以遠（王子方面）の各駅と尾久以遠（日暮里方面）の各駅との相互間を乗車する場合

同条同項第 11 号の次に次を加える。

(12) 有楽町以遠（新橋方面）又は神田以遠（秋葉原方面）の各駅と神田以遠（御茶ノ水方面）の各駅との相互間を乗車する場合

(13) 神田以遠（御茶ノ水方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間を乗車する場合

- (14) 新大久保以遠（高田馬場方面）の各駅と代々木以遠（千駄ヶ谷方面）又は大久保以遠（東中野方面）の各駅との相互間を乗車する場合
- (15) 代々木以遠（原宿方面）の各駅と代々木以遠（千駄ヶ谷方面）又は大久保以遠（東中野方面）の各駅との相互間を乗車する場合
- (16) 日野以遠（豊田方面）の各駅と西立川以遠（東中神方面）の各駅との相互間を乗車する場合

第 130 条第 1 項第 2 号ハ本文を次のとおり改める。

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、中央本線中東京・大月間、青梅線中立川・青梅間、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B)（ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）

同条同項同号ト中、「ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。」を「ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。」に改める。

同条同項同号チ中、「ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。」を「ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。」に改める。

同条同項同号リ中、「ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。」を「ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。」に改める。

第 139 条の 2 第 4 号イを次のとおり改める。

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。ただし、マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金を除く。

第 156 条第 2 号イを次のとおり改める。

イ 東京附近にあつては、東海道本線中東京・熱海間（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東海道本線（新幹線）東京・熱海間を除く。）及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東

線、中央本線中東京・塩尻間及び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線中塩尻・篠ノ井間、大糸線中松本・穂高間、東北本線中東京・黒磯間（第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）東京・那須塩原間を除く。）、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・浪江間、川越線、高崎線（第16条の2の規定にかかわらず、高崎線（新幹線）大宮・高崎間を除く。）、上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高崎・横川間及び篠ノ井・長野間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線（以下これらの区間を「東京近郊区間」という。）

第157条第1項第12号中、「新潟以遠（白山又は東新潟方面）の各駅」を「新潟以遠（上所又は東新潟方面）の各駅」に改める。

同条第3項の次に次を加える。

4 全区間の営業キロが片道100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して第1項第23号から第28号までの規定により乗車する旅客が、列車を乗り継ぐために下車を希望するときは、第156条ただし書第1号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより下車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合を除く。

- (1) 第1項第23号から第25号までの規定により乗車する旅客は、富士駅で下車して出場した後、新富士駅で列車に乗り継いで、又は新富士駅で下車して出場した後、富士駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、富士駅又は新富士駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。
- (2) 第1項第26号から第28号までの規定により乗車する旅客は、岐阜駅で下車して出場した後、岐阜羽島駅で列車に乗り継いで、又は岐阜羽島駅で下車して出場した後、岐阜駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、岐阜駅又は岐阜羽島駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。